第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

		廃駆除剤（政令第２条第４号）					
		廃プラスチック類（政令第２条第５号）					
		ゴムくず（政令第２条第６号）					
		防腐処理等された木くず（政令第２条第７号）					
	その他	廃木材					
		紙ごみ					
		廃食材、残飯					
		生きている持ち込まれた生物					
		その他（繊維・皮革製品等生物材料を使用した製品又はその他の持ち込まれた生物					
不燃性の固形状の廃棄物（グループ４）		車両、観測機器、コンピュータ等の大型機械又は器具の不要物					
		その他の機械又は器具の不要物					
		廃ドラム缶					
		金属くず					
		コンクリート、アスファルト、ガラス等のくず					
		電池					
		その他					
放射性物質（グループ５）		放射性物質であって液状の不要物であるもの（政令第３条第１号）					
		可燃性の放射性物質であって固形状の不要物であるもの（政令第２条第１号）					

［記載要領］

１．この別紙において「政令」とは、南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成９年政令第244号）をいうこと。

２．「内訳」については、当該区分に含まれる廃棄物を、発生源、廃棄物としての特性、保管又は処分等の方法の違いの観点から適宜区分し記載すること。

３．「発生地点」については、基地施設内、Ａ島野外調査地、Ｂ補給経路等概略の位置を記載すること。

４．「保管方法」については、除去又は処分を行うまでの間の保管の方法について記載すること。なお、集中管理を行う場合にあっては、別紙３－４－２において保管方法の詳細を記載するものとし、本欄には別紙３－４－２の保管方法の区分に係る整理番号を記載すること。

５．「除去又は処分の方法」については、南極地域から除去する場合にあってはその旨、また南極地域において処分する場合にあってはその方法の詳細を別紙３－４－３に記載することとし、本欄には別紙３－４－３の処分の方法の区分に係る整理番号を記載すること。

様式第五中「第24条第４項」を「第24条第３項」に改める。

附　則

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。